FWA【富士山ワイルドアドベンチャー】利用規約

第 1 条 (定義) FWA【富士山ワイルドアドベンチャー】※1(以下「当施設」といいます。) は、当施設の提 供するサービスの利用に関し、以下の通り利用規約を定めます。当施設の利用者 (以下「利 用者」といいます。) は、あらかじめ当規約に同意の上、当サービスを利用するものとしま す。
※1 株式会社 KAMUY プロジェクトホールディングスが運営・管理する、静岡県富士宮市 上井出 2752-1、2753-1、2753-2、2754 の敷地内に有する、無形物および有形物の総称

第 2 条 (規約の同意) 利用者の代表は本規約を確認の上、フロントにおいて所定の署名簿にサインまたは受付を してください。これにより当施設は、利用者 (複数の場合、その全員) が当利用規約に同意 したものとして、利用者が当施設を利用することをお引き受けいたします。なお、当施設の 受付の際に、別に定める料金をお支払い願います。

第 3 条 (個人情報の保護) 当施設は施設利用の際に電話・FAX・インターネットで入手した個人情報と、利用当日に受 付簿に署名をいただいた利用者の個人情報を、当施設のプライバシーポリシーに則り安全 に管理いたします。また、ご予約及びご利用いただいた利用者に対し、当施設のイベントの情報や営業案内など をハガキ・FAX・電子メールなどでご案内する場合がありますので、ご了承ください。

第 4 条 (返金とキャンセル) 理由の如何を問わず、受付後の利用中止および利用のお断りについては、料金を返却しません。なお、やむを得ない理由により、当施設が営業中止した場合はこの限りではありません。

第 5 条 (暴力団員等および反社会勢力等の入場、施設利用の拒否) 当施設は、暴力団員および反社会勢力等の入場および施設利用を固くお断りいたします。また、予約後認知した場合は当該予約を無効とし、施設の利用開始後に認知した時は直ちに利用を中止してい ただきます。

第 6 条 (その他施設利用をお断りする場合) 当施設は、次の場合には施設の利用および利用の継続をお断りすることがあります。
(1) 満員で宿泊場所が確保できないとき (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をし、またはするおそれがあると認められるとき (3) 他の利用者に迷惑がかかると判断したとき (4) 当施設に対して好ましくない行為があったとき

第 7 条 (持ち込み禁止品)
当施設内へ次のものを持ち込むことを禁止します。
(1) 著しい悪臭を放つもの (2) 鉄砲刀剣類 (3) 火薬、揮発油等発火または爆発のおそれがあるもの (4) 騒音を発するもの (5) その他、当施設が不適当と判断するもの

第 8 条 (禁止行為) (1) 風紀を乱す行為 (2) 物品販売、宣伝行為などの行為 (3) 粗暴行為、他人迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為 (4) 花火および直火 (5) 音楽機器で騒音を発する行為 (6) 植物や岩石などの持ち出しを含む法律や条例などに違反する行為 (7) 当施設やサイトを故意および粗雑に扱い、破損などに至らしめる行為 (8) 隣接する土地に立ち入る行為 (9) その他、当施設が禁止を相当と判断した行為

第9条 (金銭その他の貴重品) 金銭その他の貴重品については、利用者の自己責任をもって保管してください。なお施設内 で盗難や紛失物などの事故があっても、当施設は一切の責任を負いません。

第 10 条 (当施設内での事故) 当施設内において事故が発生した場合、当施設は一切の責任を負いません。利用者が当施設 内、設備等を破損等したときは直ちに当施設の従業員に申し出るとともに、その損害を賠償 していただきます。

第 11 条 (危険防止責任) 当施設を利用するにあたり、時により危険を伴う場合があります。利用者は、全て自己の責 任で行動し、当施設は一切の責任を負いません。

第 12 条 (規約違反による事故の責任) 利用者がこの規約に違反して、第三者 (当施設関係者を含む) に被害を与え、または自己が 損害を被ったときは、すべて本規約に違反した利用者の責任として、当事者間で解決するも のとし、当施設は一切の責任を負いません。なお、当施設が被った損害については、損害賠償の請求をさせていただきます。

第 13 条 (施設に損害を与えた場合の責任) 利用者が故意または過失により、当施設に損害を与えたときは、その損害を賠償していただ きます。

第 14 条 (同伴者の債務の保証) 利用者は、その同伴者が会社に対して負担する当施設利用に伴う一切の支払債務および、そ の同伴者が当施設に与えた損害の弁済債務について、その同伴者等と連帯して、それらの債 務の弁済を保証していただきます。

第 15 条 (施設の使用時間について) 利用者が当施設を使用できる時間はチェックインタイムより翌朝チェックアウトタイムまでとします。チェックアウトタイムを超えて利用があった場合は、利用料金の 100% を追加料金として請求いたします。

第 16 条 (ペットについて) (1) 他の利用者の迷惑となる事由、行為があると当施設が判断した場合には、事前あるい はご宿泊当日でもご利用をお断りすることがございます。(2) 当施設内での利用者のペットに関する怪我、病気、死亡、ご帰宅後の事故、健康状態 のトラブルに関しましては、一切の責任を負いません。

第 17 条（レンタル品について）レンタル品に関して損害が発生した場合、損害に対する賠償を請求致します。

第 18 条 (信義則) 本規約に定めのない事項については、信義誠実の原則にしたがって解決するものとします。